

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく  
公立大学法人名桜大学一般事業主行動計画

教職員が職業生活と家庭生活を両立させ、誰もが個々の能力を十分に発揮できるよう雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年4月1日 ～ 令和13年3月31日まで（5年間）

2. 内容

目標1：出産・育児・介護に関する制度について、より利用しやすくなるよう整備を図る。

<取組内容>

- 特別休暇制度を拡充し、子の看護休暇及び介護休暇を有給にするとともに、男性の育児参加に関する休暇を新設する。
- これらの休暇制度について、利用しやすい柔軟な運用体制を検討し運用を開始する。

目標2：年次有給休暇を取得しやすい環境づくりを促進し、取得率の向上を図る。

<取組内容>

- 心身のリフレッシュのための年次有給休暇を積極的に取得するよう周知を図る。
- 管理職を中心に年次有給休暇取得の啓発に努め、取得しやすい環境づくりに取り組む。

目標3：計画期間において、男性の育児休業の取得者を5名以上とする又は男性の育児目的の休暇の取得者を10名以上とする。

<取組内容>

- 社会保険料の免除や雇用保険からの育児休業給付等を含めた育児休業制度について、対象者へ適切な情報提供を行うことで取得の促進を図る。
- 育児目的の休暇を含めた各種休暇制度について、適切な情報提供を行う。

目標4：フルタイム労働者1人当たりの時間外・休日労働時間の各月ごとの平均時間を15時間以下とする。

<取組内容>

- 業務の効率化を促進させ、職員の時間外勤務を減少させるよう取り組む。

【女性の活躍の現状に関する情報公表】

管理職に占める女性労働者の割合・・・21.6%（令和7年5月1日現在）

※管理職＝教育職員は学長、副学長、学部長、研究科長、機構長、学科長

事務職員は課長級以上